平成２１年（フ）第５１１号
宮崎市大字田吉285番地１　サンシティ清水403号
債務者　正木小百合
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０５号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目63番17号　シャルム秋101号
債務者　隈﨑　堅哉
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目63番43号　サンスカイ101号
債務者　杉山　洋平
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６３４号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目２番39号
債務者　吉賀　眞一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６４８号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目15番８号　清ビル105号
債務者　新宅　和子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６５３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4494番地３西ノ原マンション102号
債務者　川畑　豊光
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
鹿児島県日置市伊集院町徳重277番地５
債務者　牧之段直矢
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
鹿児島県大島郡和泊町大字和泊393番地１
債務者　甲斐　裕美（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６４号
鹿児島県霧島市国分名波町８番19号
債務者　木佐貫國正
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
鹿児島県曽於市財部町北俣1392番地１
債務者　横山タキ子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
鹿児島県霧島市隼人町姫城650番地２　久木田ハイツ寮
債務者　園田　貴洋
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田3966番地39
債務者　川端　優子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
鹿児島県伊佐市菱刈前目3041番地３
債務者　橋本　　幸
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
鹿児島県伊佐市大口鳥巣1621番地４
債務者　山口　睦生
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
鹿児島県伊佐市菱刈前目2406番地17
債務者　池本　　修
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
鹿児島県姶良郡加治木町港町129番地４
債務者　前鶴　文洋
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
鹿児島県霧島市横川町中ノ2475番地
債務者　宮田　純一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
沖縄県那覇市三原１丁目８番１号　ハウスカネシロ205
債務者　山田　親秀
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部